

庁達第8号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市役所処務規程（昭和33年庁達第9号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月30日

堺市長 永 藤 英 機

第7条の2第3項中「実地調査」の次に「若しくは映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による調査」を加える。

附 則

この庁達は、令和7年11月1日から施行する。